

下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成23年8月11日（木曜日）
午後1時32分～午後2時59分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 南 口 彰 夫 委 員 長 柴 崎 修 一 郎 副 委 員 長
竹 岡 昌 治 委 員 徳 並 伍 朗 委 員
安 富 法 明 委 員 大 中 宏 委 員
河 村 淳 委 員 村 上 健 二 委 員
原 田 茂 委 員 布 施 文 子 委 員
山 本 昌 二 委 員 荒 山 光 広 委 員
西 岡 晃 委 員 河 本 芳 久 委 員
下 井 克 己 委 員 岩 本 明 央 委 員
山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員
萬 代 泰 生 委 員 高 木 法 生 委 員
馬 屋 原 眞 一 委 員 秋 山 哲 朗 議 長
4. 欠席委員 田 邊 諄 祐 委 員 有 道 典 広 委 員
岡 山 隆 委 員
5. 出席した事務局職員
重 村 暢 之 議 会 事 務 局 長 岩 崎 敏 行 議 会 事 務 局 主 査
岡 崎 基 代 議 会 事 務 局 主 査
6. 説明のため出席した者の職氏名
林 繁 美 副 市 長 伊 藤 康 文 建 設 経 済 部 長
前 野 兼 治 建 設 経 済 部 建 設 課 長 金 子 彰 市 民 福 祉 部 長
佐 々 木 郁 夫 市 民 福 祉 部 生 活 環 境 課 長 石 川 博 之 市 民 福 祉 部 生 活 環 境 課 廃 棄 物 対 策 係 長
久 保 宏 二 総 務 部 監 理 課 長

午後 1 時 3 2 分開会

委員長（南口彰夫君） 只今から下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員会を開催をいたします。

それではお手元、若しくは机の下においてあると思うんです。前回の委員会で、執行部より分別解体等の計画書ほか一式に関する約6点に関わる資料の提出を議長を通じて要望いたしました。その結果、先日1ページ目のピンクを開いていただければいいんですが、去るこの委員会で確認した内容を秋山議長に要望書として提出をいたしました。これが2ページ目がその要望した資料に関するやつの科目です。それから、その後議長を通じて市長に資料の提出を求めました。その結果、一番上のピンクからその次のピンクの間までの資料が今回執行部より提出された内容です。ここでご精査下さいというてもかなり専門的で内容が非常に難しいので、当然ながら執行部に説明を求めたいと思います。その説明にあたってですね出席を求め所管の担当部、担当課のほうに出席要請をしたいと思います。既に待機をされています。それにあたり皆さんにお諮りをしたいと思います。若干時間を取りますので、その間目を通して頂きたいと思います。出席要請をいたしますが、ご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（南口彰夫君） 異議なしと認め、直ちに配付した資料を説明ですから、あくまでも時々こう参考人やそれとの関わり合いがあるような感じで、追求される方も出て来るんじゃないかと思いますが、あえて私はいらんことは言いません。立場はあくまでも説明員です。そのことをご理解をいただいて一人目はまず林副市長、それから次に建設経済部長、更に次に建設経済部建設課長、その次に総務部監理課長、更に市民福祉部長、市民福祉部生活環境課長、市民福祉部生活環境課廃棄物対策係長、以上7名の出席を要請したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（南口彰夫君） 異議なしと認め、秋山議長のほうに、以上7名の出席を要請をいたします。議長のほうで取り計らって頂くために、若干の休憩を取りたいと思います。以上です。その間5分、10分程度なので、できる限りその間一応目を通して頂きたいと思います。休憩。

午後 1 時 3 5 分休憩

午後 1 時 4 9 分再開

委員長（南口彰夫君） それでは休憩前より委員会を開催いたします。先程、議長を通じ市長に要望いたしました資料の説明員に林副市长以下 7 名のご出席をいただいております。あくまでも説明ですので今後参考人、証人等が必要であれば、またこの委員会で議論をして、その都度対応して行きたいと思っておりますので、説明員としての出席ということで理解して頂いて進めて行きたいと思っております。それでは執行部のほうから提出があった資料について、それぞれの所管の担当の課のほうで説明をして頂きたいと思っておりますが、資料のこちらの委員の皆さんに配付されてる資料の順番と執行部のほうが持たれている資料の順番の確認はよろしいですか。（発言する者あり） それでは資料の説明をまずどなたからになりますか。前野建設課長さん。

建設経済部建設課長（前野兼治君） それでは、この度提出いたしました 6 項目ございましたですけども、この資料につきまして説明をさせていただきます。ちょっと長くなるかもわかりませんので、座って説明させてもらってよろしいですか。

委員長（南口彰夫君） 座って下さい。

建設経済部建設課長（前野兼治君） それではこの度資料の提出いたしましたものが 6 点ほどございました。まず第 1 点が分別解体等の計画書、次に県に対する届出書、それと 3 点目が元請負業者より発注に対する説明書並びに添付書類、4 点目が発注契約書及び解体に関する仕様書、5 点目が下請負人の告知書・契約書、最後 6 点目が発注者への完了報告というふうになっております。資料のほうにページがないからちょっと説明がしづらいんですが、まず 1 点目の 1 枚目になります。分別解体の計画書につきましてご説明をいたします。最初の 1 枚でございます。まず建設リサイクル法によって特定建設資材を用いた建築物の解体工事には、発注者が分別して解体をしなければならないということにされております。その特定建設資材と申しますが、四つほどありまして、一つはコンクリート、2 点目がコンクリートと鉄からなる建設資材、三つ目が木材、それと最後 4 点目がアスファルト・コンクリートということになっております。更にこの分別解体を適正な施工方法を行うために、施工規則によって発注者は分別解体等の計画書を作成することが義務づけられ

ております。更にこの計画書の中には施工規則によりまして、項目が示されております。その項目によって請負った請負業者のほうから提出がされたものでございます。ただこの計画書につきましてですけれども、提出先等につきましては、特に建設リサイクル法の中には明記されておられません。建設副産物適正処理推進要綱の中において、受注者は発注者に対して、この計画書を交付して説明をしなければならないというふうにされておまして、今回それを受けたものでございます。以上が1点目の分別解体等の計画についての説明でございます。

次に2点目ですけれども、2点目は県に対する届出書でございます。次のページから5枚分がこの県に対する届出書関係でございます。この届け出につきましては、建設リサイクル法によって示されておまして、その中には民間の発注の工事の場合もでございます。民間の工事の発注の場合は届出書という形になっておりますけれども、地方公共団体、市の場合は、更にこのリサイクル法の中において特例によって示されておまして、届出書ではなく通知という形に特例が設けられてございます。更に民間の場合は着手の日の7日までに提出ということになっておりますけれども、市の場合においては、着手の前日までという形になされております。そして今回のこの届け出につきましては、宇部土木建築事務所のほうに提出をいたしております。これが通知書、そして次にあります説明書、更に法第13条及び省令第4条に基づく書面、そして更にその添付書類がありまして図面のほうを付けております。これら一連が県のほうに提出をいたした関係の書類でございます。若干その中身ですが、法13条及び省令第4条に基づく書面というものが添付書類としてございますけれども、これにつきましては表題にありますように、省令第4条の中においてですね、この記載する項目が示されております。それが4点この中にあるわけですが、1点は分別解体等の方法、それと解体に要する費用、それと再資源化等をするための施設の名称及び所在地を、それともう1点が再資源化に要する費用、これらを記入して出さなくてはならないということになっております。更にこれにつきまして、受注者は発注者、市に対してですね書面この説明書を持って説明することになっております。

次に3点目でございます。3点目につきましては、元請業者より発注に対する説明書並びに添付書類というものでございます。すいません。ちょっと3点目でございますが、ちょっと先程2点目のところでダブリましたですけれども、説明書様式第

1号というのがついておろうかと思えます。ここからが3点目の資料でございます。これが説明書ちょっとダブリました。法13条及び省令第4条に基づく書面、そしてそれに関する添付書類、それとまた図面、ここまでが3点目の資料でございます。さっき一緒にですね2点目とダブって説明を申し上げましたが、これが3点目に要求されました資料の内容でございます。

次に4点目の説明になりますけども、発注契約書及び解体に関する仕様書でございます。そのあとに工事請負契約書というものを付けております。これからがですね4点目の項目でございます。この発注契約書関係につきましては、大きくですね工事請負契約書と、更にその工事請負契約書の8番にあります解体工事に要する費用等という項目がございます。更に別紙のとおりというふうになっておりまして、これは建設リサイクル法の13条の項目になってくるわけですけども、その別紙のとおりというものが、次の紙に示されております。いろいろと同じようなものが出て来るわけですが、これは2枚目の紙が8番に当たります解体に要する費用等の中身でございます。それに次にですね解体に関する仕様書がその次でございますが、これはいわゆる指名業者への配付の書類というふうになってきます。まず最初の現場説明書につきまして1枚ございますが、これから次のですね入札条件及び指示事項というのがこれが4枚ございます。それと（発言する者あり）

委員長（南口彰夫君） ちょっと休憩しよう。

午後2時05分休憩

.....

午後2時18分再開

委員長（南口彰夫君） 私がちょちょっと纏めてみたら6項目ほど纏まれば何となく見やすくなったなと思ってご提案をしたんですが、とりあえずそれでいいですかね。ページを書かれる方はきちんと書かれて、執行部のほうもページで書いたものも用意しながら対応して下さい。インデックスの6項目のところだけ課長説明まずして下さい。

建設経済部建設課長（前野兼治君） それでは4点目から説明をさせていただきます。（発言する者あり）インデックスの（発言する者あり）最初からインデックスの1番ですけどもこれが最初の分別解体等の計画等、（発言する者あり）1枚目です。これは1枚だけです。そしてインデックスの2番が次の通知書から5枚目まで

が2です。そして3番目から同じような形になりますけども説明書これ3です。次に4枚までが3で、4番目ですが工事請負契約書からがインデックスの4です。そしてこれが随分いきまして告知書までいきます。かなり飛びますけども。告知書が分かりますでしょうか。よろしいですか。そして最後の6番がですね、終わりのページから3枚目です。再資源化等報告書、これが最後まで3枚が6です。（発言する者あり）5は告知書。（発言する者あり）それでは説明をいたします。4番のですね再度工事発注契約書及び解体に関する仕様書についてご説明をいたします。これはインデックスの4番で工事請負契約書からでございます。これには一応発注契約書関係とですね、もう一つは解体に関する仕様書とこの2点からなっておりますけども、まず第1点の発注契約書関係につきましては、まずこの資料を付けております工事請負契約書がございます。更にその中の8番、左側に番号を打っておりますが、契約書の8番、この中に解体工事に要する費用等というのがございます。これが別紙のとおりというふうになってまして、これが次のページに付けておるものでございます。これは建設リサイクル法13条による項目でございます。次のページですけども、ここから解体に関する仕様書等になってきます。これはいわゆる指名業者への配付の書類になっております。まず現場説明書関係、1枚目は現場説明書というふうになっておりますが、次からの入札条件及び指示事項これが4枚ございます。これも仕様書の中に入ってきます。それとその次に下領北団地解体（2工区）工事、工事設計書これ金抜きでございますけども、これが図面と入れて19枚ございます。これも仕様書になってきます。金抜きの設計書をめくって頂きまして、平面図等が図面関係がそのあと何枚かついております。写真も含めてついております。その後に更に施工条件書というのがございます。これが5枚ございます。これもいわゆる仕様書の中のものでございます。更にその後に特記事項というのが1枚ございます。これも仕様書でございます。最後に仕様書とは別になりますが、工事内容質問書、業者のほうから質問等があった場合これを記入して出すという形のものですが、この度は質問書のほうは出ておりません。以上が4項目目でございます。

次から告知書でございますが、これが下請人、請負人への告知書、そして契約書関係の提出書類でございます。まずこの告知書についてですけども、これも建設リサイクル法によりまして、更にリサイクル法の10条1項の規定にあるんですが、

その内容を受注者が下請負人に告知しなければならないといういわゆる元請業者と下請けが交わす書面になっております。この度の解体工事におきましては、2社ほど下請けが入っております。更にこれを市のほうはコピーとして市のほうに業者のほうから提出されたものでございます。それともう1点は告知書においては、特に定められた様式がございません。従いまして、これは県の建築指導課が示しております様式に準じて、今回作成されたものでございます。次に業者が2業者ありましたので、2枚ほど告知書がついております。次が下請負人届でございますけども、これにつきましては美祢市が発注する工事に係る様式でございます。それでこの様式はと言いますとちょっと小さくて見えにくいんですが、一番下に注意欄がございます。その2番、小さい字で書いてありますが、1件当たりが100万円以上の下請けがある場合に、この請負人届を出すようになっております。更にこれが出た場合には合わせて次のページでございますが、下請けこれが契約書、つまり注文請書になってますが、下請けの契約書になります。これを添付することになっております。その後2社ございましたので同じものが2種類出ております。それと更に契約書関係になりますが、今度は産業廃棄物処理の委託契約がずっとかなり終わりのほうまで終わりから4枚目までついております。この委託契約書は建設工事等から生ずる廃棄物も適正処理について環境省が通知しておるんですけども、排出者、元請業者と収集運搬業者、それに中間業者、それに最終処分業者がそれぞれ事前にですね、この委託契約を交わすことになっております。それが出されたものでございます。ちなみに今回の解体工事におきましては、処理業者としては10業者出ております。いろんな廃棄物が出るわけですが、それぞれの処理業者に分散してということで10業者ほど出ております。更に運搬だけの収集運搬業者、これの契約もこの中にございます。これは2業者ほど運搬業者として契約がされております。更には処理業者の中に収集運搬と処分と合わせてやる業者もございました。それも2業者ほど同じように契約を交わしております。最後の6点目ですけども、これが最後のページから3枚目、再資源化等報告書、これが6点目の関係になってきます。発注者への完了報告書にこれはなってきますけども、建設リサイクル法によってですね、いわゆる特定建設資材、先程コンクリートとか申しましたですけども、そういった廃棄物の再資源化等が完了したときには元請業者から発注者に対して、市に対して書面をもって報告しなければならないということになっております。それで出

てきた書類が、再資源化等報告書でございます。なおこの書類に添付されるものが、次のページの再生資源利用実施書、それと最後のページの再生資源利用促進実施書、これを付けて提出することになっております。以上がざっとでございますけども6点の資料請求があったものに対する説明でございます。以上で終わります。

委員長（南口彰夫君） はい。ありがとうございました。ちょっと委員さん先にお尋ねをしたいので私のほうから、あのね2番目に県に対する届出書、これが通知書という形で2番目の資料請求になってるんですが、この通知書で美祢土木事務所宛に通知提出者で建設経済当時の建設課長だろうと思うんです。部長ええ。この通知書で通知提出者と書かれてる氏名は前建設課長じゃろう。もう一回言うよ。資料2、付箋の2に通知書とあるじゃろ。通知書にここに工事発注者の下に通知提出者という名前が書かれているんですが、これは前建設課長じゃろう。（発言する者あり）建設の課長じゃなくて担当者ね。担当者の氏名が出て、そして受注者のところで一番下の受注者で現場代理人氏名で出ちよるいね。ここで私は出て来るんじゃないかと思うちょっとんじゃけど、受けた株式会社ユウエイの現場代理人の氏名は出て来るが、ここの行政の側のここの現場の監督指導者なり監督員というものは、配置されることが必要なんですか必要ないんですか。これは資料に対する質問じゃから。

建設経済部長（伊藤康文君） 工事契約しまして、この工事の約款の中にございますが、発注者のほうの担当は監督職員ということで、請負業者に届出を出してます。請負業者のほうは現場代理人ということで、市のほうに届出が出ております。当然その名前がそれぞれこの通知書には使われてるということになります。

委員長（南口彰夫君） もう一回確認するけど、じゃここに出てない現場代理人と行政の側の現場監督員という別の資料のが出てくるん。県に対する報告書のこの通知提出者というのが現場の指導する担当職員ということじゃないんかね。

建設経済部建設課長（前野兼治君） 市の職員が現場についておりますけども、それとこの下にあります現場代理人氏名ですけども、これらはそれぞれ別な様式で、また今回これには付けておりませんですけどもでございます。

委員長（南口彰夫君） ですから、県に対する報告書で当然受けた側の業者の現場責任者が出て来るのと、行政の側の現場の指導監督の名前が出て来るのではないかとということで、ここの県に対する届出書の資料請求をしたんですが、ここでは受け

た側の業者の株式会社ユウエイさんの現場代理人は出て来るが、行政側の現場指導員これは何で請求すれば出てくるんですか。何を請求すれば出て来る。これずっと見よったら業者の届出義務、業者の報告義務の資料ばっかのように見えるそいね。それからもう一つ良く聞いちゃってほしいのは、委員の皆さんの中には行政側の監理監督指導という指摘がなされちよるわけ。だから当然少なくとも、それに十分だったか不十分であったかという議論は次において、行政の側がどう監理監督ということについての担当も含めてね、きちんとした配置がなされていたのかどうか。ここ普通は民間の場合であれば、県に届け出るということでここに氏名が書かれれば、大概担当者が現場責任者が現場の監督なり現場責任者がこういう資料を揃えて提出するというのが、普通民間では工事等に関しては常識だろうと思ったので、先程ここに出ている名前が建設課の人の名前が、この現場の担当者並びに責任者にあたるのかなということをお尋ねしたんです。そうではないということなら、それに関わるきちんと提出させてもらわんことには議論が今後噛み合っていないのではないかと思うんですが、それも含めて説明をして下さい。

建設経済部建設課長（前野兼治君） 市側ですけども、まず監督職員の選任通知書ということで、先程の告知書にありますものが監督職員というふうに、別の通知書という形でございます。それと業者側にしましては、現場代理人、主任技術者、監理技術者の届出が、別に現場代理人の届出が元請業者から市に対して提出をされております。これは別の様式でございます。

委員長（南口彰夫君） そうすると当然委員会では、現場で工事を進めるのに業者の側の手配に落ち度があったと、委員の皆さんから言わせりゃあ事実だと。しかしながら、そうした原因も含めて何故起きたのかということをしちゃんと明らかにするのがこの委員会の目的なんです。ですから、業者の側の関わる報告書並びに提出書類等を出していただくと、等しく行政の側が配置しなければならない職員等も含めて、必要なものの書類の提出をお願いをしたいと思います。当然議長を通じてお願いをしたいと思います。今言った意味は分かりますかね。ちょっとこのところ一番肝心なところの議論をするにあたっての資料が不足しちよったので、取り纏めて質問させていただきました。そのことだけについては、あと議長を通じて再度資料提出をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。その他引き続き今の説明に関して、ご意見等があれば、各委員の皆さんにお願いをしたいと思います。

います。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 委員長にお願いしたいんですが、今の説明を聞きましてですね、ちょっとこちらで四方山話が出てるのは、仮囲い工事をしてなかったということから、こういう問題が起きたわけですから、その辺の工程表がどうだったのかということで、工程表とそれからですね当然現場代理人がいらっしゃるんで、安全管理で会議はされておられると思うんですね。工事を始める前からずっとですね。工事にかかってもおそらくやっておられるだろうと。そういうことになると、その辺の安全管理会議と言いますか、打ち合わせと言うか、その辺のどういう状態であったかと。やっぱり再発防止をするには、そうしたのもチェックしとかんにやいけんじゃろうとこういうふうに思います。従って、せっかく出していただくなら、その2点についても出していただければなど、こういうふうに思います。以上です。

委員長（南口彰夫君） はい。分かりました。はい、河村委員。

委員（河村 淳君） 今、私も先程からちょっと話をしちよるんじやが、これはあくまでも行政事務の調査権であるので、要は今の工事について、あくまでもそういう事態が現実にあったんじやから、仮囲いをやっておらんと、仕様書には当然やるようになって、それからじゃなけんや工事をかかっちゃいけないことになっちゃよる。それを落ち度があったのは間違いのない事実。その時の誰が責任があるかと言うたら、業者もあるかも知らんが、業者のことはわしらが審議することはないんじやが、要は行政として監督者がおったはず。誰べいどこどこ下領解体工事の監督ちゅうのが氏名がなっちゃよるはず。その人が結局そこを怠ったと。どういうことで怠ったかということが必要である。現場へ何時いつから工事工程表もでちよるんじやから、何日から解体するということになっちゃりゃ、その時に行って、きちんとやっちゃるかやっちゃらんかというのを見るのが現場監督の責任である行政の。この辺から一応の一番の元であると私は解釈する。じゃから一応今のいろいろ今リサイクル法廃棄物のことがあったけど、これは民間と地方自治体とは先程から説明があったように違うはずじゃから。自治体が発注者であるが、その辺のこともある程度簡素化になっちゃよるから、その辺についちゃ自治体のほうがきちんとやっておられるというふうに解釈しておる。以上。

委員長（南口彰夫君） ちょっとそこで聞くんじやけど、工程表と言う前回資料請求の中に工程表というものの認識はなかった。スケジュール表、若しくは工程表。

はい、部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 前回の資料請求の時に工程表については出しております。（発言する者あり）

委員長（南口彰夫君） そうすると委員の皆さん（発言する者あり）工程表の問題とそれから河村委員も（発言する者あり）この現場代理人で工事の受けたほうもなんじゃけど、河村委員が言われる行政の側の監督員の配置に係る資料は後日出していただくとして、少なくとも行政の側とそれから受けた側の業者の側の現場代理人は、工事を進めていく期間内、工事の初日、入る初日から終わるまで工事をする時間帯。例えば8時から晩の5時まで行政の側も、それから現場代理人のほうも、きちんと現場につかなければならないというようなルールがあるのかないのかは説明がつくかね。はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 請負業者の代表は現場代理人です。発注者のほうは監督職員です。それは各々の契約後に通知して認識されます。そして市のほうの監督職員の職務については、工事中に現場に常時おるというものではなく、事前に条件書とかで確認事項があるときには連絡して行くとか、工事中に常駐するという職務にはしてはおりません。その辺は信頼関係の中で契約したということで、請負業者のほうの現場代理人の常駐は約款に謳っておりますが、その中で確認事項等があったときには監督職員に連絡しまして、現場で調整したり協議したりするという運営方法になっております。以上です。

委員長（南口彰夫君） もう一回同じ質問するよ。発注する側と受ける側のそれぞれの現場代理人、若しくは現場担当者、行政側の指導員、それが工事期間中作業時間内に拘束されるような法律やルールという規則というものがあるんでしょうかというのを尋ねよるそ。信頼関係があろうがなかろうが、工事に対して発注する側と受ける側の現場責任者が、行政の側と受けた側の現場責任者というものが、現場に対する責任が時間的拘束も含めて、どのような規則やルールがあるのかということが分かれば説明を願いたいと。説明を願いたいと言うよる。分かれば。はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 行政のほうの現場対象者でございます監督職員については、現場に常駐するというルールもそういうものもございません。問題があるとき、連絡があったときに対応するというので、常駐しなければいけないという

ルールのものは一切ございません。

委員長（南口彰夫君） はい、河村委員。

委員（河村 淳君） 今、伊藤部長がそういうルールがないということですけど、それは常時おる必要はない。じゃが工程表において解体工事を何月何日からやるといふ、何日頃にやるといふのは当然行政のほうに入ちよるはず。ということは行政のほうが行って明日解体するぞということになれば、監督は行かんやならん。監督がつどいで大変忙しかった、よう行かんやったら、翌日でも行くというようにするのが工事発注者である。常時そこにおらんやならんということは決まりはない。わかりきったこと。その辺の時期をずらして、工程表が出たら何月何日に解体しますよというのが工程が出ちよるはず。それに何故行かんじゃったかちゆうこと。ということが私はあまり言いとうないけど、行政私も建設課長やちよった時代があるから、わしもさぼったことはあるかも分らんが、そういうことは法的にはないけど、あくまでも行政としては、そこに行って解体をきょうから信頼があったとしても、あれでもわからんとど、指名競争入札じゃから信頼は当然あるでしょうが、今まではそういうことがなかったからといたって、猿も木から落ちるといふこともあるが、当然その工程表に基づいて監督は行かんやならん。そのところがちょっと落ち度じゃなかったかと私は思う。

委員長（南口彰夫君） はい。

委員（竹岡昌治君） 私が工程表とですね、現場代理人がおそらく安全会議もどのようにするということが、執行部のほうに出てるだろうと思うんですね。今、河村委員さんが言われたように、いつからいつまで仮枠工事をやるという、それからまたそれが完成したら解体工事に入るとか、いろんな工程表があるだろうと思うんです。それをまず提出していただいて、それをどのような経過で進んだのか、そしてその工事を最初から、現場代理人さんがどのような安全会議をやりながら何日間かしなかった、何かがあるはずなんです。それを紐解いていかないと、また再発防止にならないだろうと思います。従ってそれを要求したわけなんで、手元に何もありませんでちょっと質問が次の質問ができないんで、ご配慮よろしく一つ。

委員長（南口彰夫君） はい。四つの資料請求をして議論を進めて行くことが必要だというご提案だろうと思います。一つは監督職員の選任通知書のやりとりに係る書類とそれから改めて工程表並びに工程表に関わる資料等、それから現場代理人の

果たす役割ですね。それぞれに関わる法令、その他内規等、通知文書等があればそれに関わる資料、それから当然仕様書の中に安全会議、安全対策等も含めて、協議を進めるということになってますから、それに関わる資料等、その4点について、資料の請求を改めて議長を通じて行いたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（南口彰夫君） 異議なしと認めます。じゃあ四つの資料を事務局のほうで文書で整理していただいて、議長を通じて改めて資料請求をして、更に一層議論を深めていきたいと思います。本日は、その他ご意見があれば。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 委員長これで止められるようなことなんで、きょう説明を受けた中で1、2ほど質問させていただきます。この工事がまず1,029万の請負工事であるということが予算委員会でも認識しておりますが、そして2社に対して下請工事をやっておられると。これが一つは493万5,000円、片方の1社が420万合計しますと913万5,000円、おそらく元請業者の本社経費を引いて下請をされたんだろうと思います。そしてきょう頂いた契約書の中で産業廃棄物の処理委託契約、これ課長のほうから質問がありましたけど、運送に関しては2社、合計96万、それから運送と処理費含めて請けた業者が2社、そして処理だけを請けた業者を入れますと、ダブってであります、10社で415万かかっているんですね。そうしますと415万の処理費プラス下請913万5,000円、一体なんぼでどうなってるのか、契約の流れから見ると1,300万円ぐらいになります。元請業者がそれぞれの処理業者に委託をしておられます。私の解釈では下請業者が処理業者に契約するのが妥当であろうと思うにも拘わらずですね、そうしてあります。前払金を見ますと1社に対して190万、片方が168万、それだけが解体工事とみなしても金額が合わない。しかも報告書は処理費560万という報告が出ております。契約はあくまでも415万となっています。この辺のご説明を後日できるように準備をしておっていただきたいというふうに思います。以上です。

委員長（南口彰夫君） 竹岡委員さんの質問を、1点目は一般的に公共工事の発注では丸投げというのは禁止されているのではないかと、いうのは（発言する者あり）

委員（竹岡昌治君） それは私のほうが。違っています。リサイクル法の関しては、丸投げができるように法律上なっております。そして丸投げしたら下請業者が

処理業者と契約するという事になっております。法律上はですよ。でも今回は元請業者がしておられると。そうすると積算したら1,300万以上になると。で、ちょっとおかしいんじゃないかと金の流れと契約の仕方がですよ。しかも報告書は560万ときてると。契約は415万、もう一つ工程表と安全管理者の会議についてと申し上げたのは、もしやっておれば、こういう状態はですね解決できたんじゃないかという予測の元にものを言ってるわけです。

委員長（南口彰夫君） ということで、次回必要な資料と今の竹岡委員の質問に対する説明をですね、検討しておいていただきたいと思いますが、それで竹岡委員よろしいですか。ほかに委員の皆さんからご意見があれば。ご意見なしと認めます。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（南口彰夫君） それでは先程各委員から出た意見と、それから必要とする書類の提出等4点、5点に関わって、次の早い時期に資料の準備に当たって頂きたいと思います。先程、工程表については出されてないと私のほうが建設部長に言い切ったんですが、先程の分については3月議会の予算委員会を出されていたということであったので、お詫びを申し上げたいと思います。それでは、本日の委員会はこれをもって散会といたします。ご苦労様でした。

午後2時59分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年8月11日

下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員会

委員長

南口彰夫